

甲府市公共施設等マネジメント会議設置要綱

平成26年5月19日

企 第 2 号

(設置)

第1 甲府市における公有財産のうち、建物、インフラ資産及び土地（以下「公共施設等」という。）の全体最適を図るため、庁内横断的な総合調整を行う甲府市公共施設等マネジメント会議（以下「マネジメント会議」という。）を設置する。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公有財産 甲府市公有財産取扱規則（昭和59年3月7日規則第3号）第2条に規定するものをいう。
- (2) 建物 庁舎、事務所等の公共施設及びその従物をいう。
- (3) インフラ資産 道路、橋りょう、河川、農道、林道、上水道施設及び下水道施設及びその従物をいう。
- (4) 土地 前(2)及び(3)以外の不動産及びその従物をいう。
- (5) 再配置 複合化や集約化等による施設総量の適正化、老朽化対策及び予防保全の実施等による施設の長寿命化、民間活用及びコスト最適化等による施設運営の効率化を図ることをいう。
- (6) 公共施設等マネジメント 市が保有する公共施設等の状況を把握し、経営的かつ長期的な視点で再配置等を行い、財政支出の削減等を図る取組みをいう。

(所掌事項)

第3 マネジメント会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公共施設等マネジメントの実施及び推進に関すること。
- (2) PPP／PFI事業の実施及び推進に関すること。
- (3) 甲府市公共施設等総合管理計画及びその他関連計画の進行管理に関すること。
- (4) その他公共施設等マネジメントの実施及び推進に必要な事項。

(組織等)

第4 マネジメント会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

2 マネジメント会議に議長及び副議長を置き、議長は企画部を担当する副市長をもって充て、副議長は総務部を担当する副市長をもって充てる。

3 議長は、マネジメント会議を代表し、会務を総理する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5 マネジメント会議は、議長が招集し、主宰する。

2 議長は、会議の運営上必要があると認めるときは、構成員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。

(資産利活用推進委員会)

第6 公共施設等の利活用（取得、処分を含む）及びPPP／PFI事業の導入に必要な審議、検討等を円滑かつ適切に行うため、甲府市資産利活用推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、審議、検討等の結果をマネジメント会議に報告しなければならない。

3 委員会の設置等に関し必要な事項は、別に定める。

(事務局)

第7 マネジメント会議の事務局は総務部契約管財室管財課に置く。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、マネジメント会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4関係）

両副市長、危機管理監、総務部長、企画部長、リニア交通政策監、市民部長、税務統括監、福祉部長、保健衛生部長、子ども未来部長、環境部長、産業部長、まちづくり部長、病院事務局長、議会局長、教育部長、上下水道局業務部長、上下
--

水道局工務部長、広域行政事務組合事務局長、消防長、ごみ処理施設事務組合事務局長